

# いわき市農業委員会第29回農地部会議事録

## 1 開催日時

平成29年11月20日（月）13時00分から14時00分

## 2 開催場所

いわき市文化センター 2階 第1会議室

## 3 出席者（20人）

### (1) いわき市農業委員会農地部会（14人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂			14番	佐川 良平
3番	大竹 公治	10番	青木 泰榮	15番	草野 久仁昭
4番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		
5番	飯高 敬一	12番	鈴木 ヒデ子		

### (2) 事務局（6人）

鈴木 一徳 事務局次長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

## 4 欠席者（1人）

8番 佐藤 好弘

## 5 会議の概要

- 農地部会長  
(以下、議長) それでは、只今から第29回農地部会を開催いたします。  
本日の通告欠席者は、8番 佐藤好弘委員の1名であります。只今15名中、14名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。  
次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議がないようですので、指名いたします。  
14番 佐川良平委員、15番 草野久仁昭委員にお願いいたします。
- 林係長 10月20日に開催されました「第28回農地部会」における、「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」及び「議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において、訂正がございました。  
詳細につきましては、担当者から説明いたします。
- 西山主任 10月20日に開催された「第28回農地部会」における「議案第5号」及び「議案第6号」において、議決後に農地面積の誤りが判明したため、議案内容を一部訂正し、10月31日付にて公告を行ったものです。  
本来であれば、改めて農地部会での審議をいただくところですが、当該案件は農地中間管理事業に関する交付金の申請のため、10月末までに公告を行わなくてはならなかったことから、蛭田農地部会長に了承を得た上で、訂正処理を実施しました。  
訂正内容について説明いたします。  
「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」農用地利用集積計画第14号に関する訂正です。  
番号148番、訂正前は、現況地目、面積、田1,104㎡ですが、正しくは、現況地目、面積、田1,105㎡です。  
番号281番、訂正前は、現況地目、面積、畑7,269㎡ですが、正しくは、現況地目、面積、田6,026㎡、畑1,243㎡です。  
合計について、訂正前は、勿来地区合計が、現況地目、筆数、面積、田605筆、443,773㎡、畑36筆、23,101㎡。総合計が現況地目、筆数、面積、田1,308筆、994,158㎡、畑143筆、66,484㎡ですが、正しくは、勿来地区合計が、現況地目、筆数、面積、田606筆、449,800

m<sup>2</sup>、畑35筆、17,075m<sup>2</sup>。総合計が現況地目、筆数、面積、田1,309筆、1,000,185m<sup>2</sup>、畑142筆、60,458m<sup>2</sup>です。

続いて「議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」に関する訂正です。

番号7番、訂正前は、現況地目、面積、田80,681m<sup>2</sup>ですが、正しくは、現況地目、面積、田80,682m<sup>2</sup>です。

番号11番、訂正前は、現況地目、面積、田85,966m<sup>2</sup>、畑15,209m<sup>2</sup>ですが、正しくは、現況地目、面積、田91,992m<sup>2</sup>、畑9,183m<sup>2</sup>です。

以上、訂正いたしましたので、ご報告します。

議長 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。

林係長 取下げ、訂正、追案等について説明いたします。

「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において取下げが1件、訂正が1件、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」において追案が1件、訂正が1件、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において訂正が2件、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」において訂正が1件ございます。

詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。

外、取下げ、訂正、追案等はありません。

鈴木次長 それでは事務局より、10月20日に開催されました第26回農政振興部会の審議結果についてご報告いたします。

平成30年農作業労働賃金標準額について、農政振興部会（案）として決議し、本日開催の第18回総会に報告することとしております。

農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございます。

議長 それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申

請について」事務局より説明願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書3ページをお開きください。

まず、1件取下げがございます。番号3番の案件ですが、申請人より取下願出書の提出があり、取下げとなりました。取下げに伴い、小計が5件から4件、小計面積が10,470㎡から7,244㎡へと変更となりまして、5ページの計においても、畑の面積が16,023㎡から12,797㎡、合計面積が34,649.84㎡から31,423.84㎡へ変更となります。

次に1件訂正がございます。番号11番の権利移動事由の表記ですが、新規就農(賃借)と記載しておりますが、正しくは新規就農(使用賃借)ですので修正をお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、申請地、平、地目は田、面積は1,005㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外3件、5番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、6番、申請地、川前町、地目は田および畑、面積は田が9,156.84㎡、畑が5,944㎡でございます。

権利移動事由は、生前一括贈与による所有権の移転でございます。

外1件、7番までは生前一括贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、8番、申請地、三和町、地目はすべて田、面積は2,069㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、9番、申請地、平、地目はすべて畑、面積は1,006㎡でございます。

権利移動事由は、新規就農による賃借権の設定でございます。

外6件、15番までは新規就農による賃借権の設定および使用賃借権の設定でございます。

今月の3条申請面積は、田18,626.84㎡、畑12,797㎡、合計31,423.84㎡です。

番号1番から15番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議長 只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。  
まず、平1区、お願いいたします。

2番木村委員 番号1、9、10、11、12、13、14、15番の事案につきまして、現  
地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。

14番佐川委員 番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題  
はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、勿来地区、お願いいたします。

11番小野委員 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題  
はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。

12番鈴木委員 番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題  
はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、事務局より、お願いいたします。

宇佐見主任 番号6、7、8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特  
段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、  
その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査 まず、議案の追案が1件、訂正が1件ございます。追案についてですが、議案第3号農地法第5条第1項許可の番号5の案件において、申請土地が3筆ございますが、うち2筆については自己転用でありましたので、議案第2号農地法第4条第1項許可に追加し、番号2番とします。

これに伴い、議案第2号農地法第4条第1項許可の農地面積の合計が「田 1,772 m<sup>2</sup>、畑 0 m<sup>2</sup>、合計 1,772 m<sup>2</sup>」から「田 1,772 m<sup>2</sup>、畑 1,084.71 m<sup>2</sup>、合計 2,856.71 m<sup>2</sup>」となりますので訂正願います。

それでは、農地法第4条第1項許可の案件につきまして説明いたします。

お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、申請地、三和町、地目は田、面積は1,772 m<sup>2</sup>です。

転用目的につきましては、檜の植林であります。

事業実施の確実性につきましては、申請地は周囲を山林に囲まれ、日照時間が少ないことで稲作の継続が困難なことに加え、猪による被害が度々あったため、畑作にも向かず耕作を断念しておりました。

そこで、檜の植林を行い、山林として維持管理していきたいという案件であり、事業実施は確実であります。

番号2番、申請地、江畑町、地目は畑、面積は1,084.71 m<sup>2</sup>です。

転用目的につきましては、太陽光発電であります。

事業実施の確実性につきましては、当該土地は従来から農機が入れない場所であること、土地形状が不整形であること、及び土地が

傾斜していることから、本格的な耕作がしにくい場所であります。

申請人は今回の申請地である江畑町に住み、農業を生業とし、当該土地で畑作を行っておりましたが、平成 26 年 11 月に実父が亡くなり、農業をする人手も減り、東日本大震災後の原発事故による風評被害がいまだに蔓延していること、及び当該土地を耕作する後継者がいないことから、現在は稲作だけに絞り、畑作の耕作再開は断念しております。また、申請人は再生可能エネルギー事業について、以前より環境貢献活動に対する強い関心を持っており、今後の農業収入減少の心配もあり、その補てんをするために太陽光発電事業を行う案件であり、事業実施は確実であります。

説明は、以上です。

- 議長 只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。  
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。  
まず、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。
- 3 番大竹委員 番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。
- 議長 続いて、勿来地区、お願いいたします。
- 11 番小野委員 番号 2 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。
- 議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。  
  
(意見なしの声)
- 議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)

議長           ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

                  次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長           (議案書朗読)

                  詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任        まず、議案の訂正が2件ございます。1件目についてですが、先程の説明のとおり、番号5の案件について、申請土地3筆のうち2筆については自己転用でありましたので、議案第3号から削除し、議案第2号農地法第4条第1項許可に追加しております。

                  また、申請土地の残り1筆については、所有権の移転を伴う太陽光発電施設への転用ですので、この所在地番につきましては議案第3号農地法第5条第1項許可に残し、番号5とします。

                  これに伴い、議案第3号農地法第5条第1項許可の農地面積の合計が「田 3,993 m<sup>2</sup>、畑 5,097.19 m<sup>2</sup>、合計 9,090.19 m<sup>2</sup>」から「田 3,993 m<sup>2</sup>、畑 4,012.48 m<sup>2</sup>、合計 8,005.48 m<sup>2</sup>」となりますので修正願います。

                  次に、2件目の訂正です。番号4、5の転用目的が「太陽光発電装置」と議案書には記載がありますが、「太陽光発電施設」へ訂正をお願いします。

                  それでは、農地法第5条第1項許可の案件につきまして説明いたします。

                  お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

                  番号1番、申請地、平、地目は田、面積は699 m<sup>2</sup>です。

                  権利の移動事由につきましては、賃借権の設定であります。

                  転用目的につきましては、事業用駐車場であります。

                  事業実施の確実性につきましては、申請法人は、当該地南側隣接地に障がい者施設を建設し、来年4月からの事業開始を計画しております。しかし、当該施設用地だけでは6台分程の駐車場しか確保出来ないため、周辺の駐車場用地を探していたところ、当該地について、譲渡人から承諾を得られたもので、事業実施は確実であります。

                  番号2番、申請地、平、地目は畑、実測面積は196.02 m<sup>2</sup>です。

                  権利の移動事由につきましては、使用貸借権の設定であります。

                  転用目的につきましては、自己住宅敷地(分家住宅)であります。

                  事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、申請地の隣接

地である実家に間借りして住んでおり、農繁期には実家の営農の手助けをしてきました。しかし、予てより、自己住宅を建築したいという希望を持っており、父からも実家近くの土地を譲ってもよいとの話しがあったため、当該地に自己住宅を建築し、従来どおり営農の手助けをしていきたいという案件であり、事業実施は確実であります。

番号3番、申請地、平、地目は畑、面積は429㎡です。

権利の移動事由につきましては、贈与による所有権の移転であります。

転用目的につきましては、一般住宅（分家住宅）であります。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、鹿島町の賃貸住宅で生活していますが、実家に住む父の体調が悪く、母も高齢となった祖母の介護のため、農作業をすることが困難となっております。そこで、実家で所有している土地を譲り受け、分家住宅を建築し、実家の農業を手伝っていくという案件であり、事業実施は確実であります。

番号4番、申請地、小名浜、地目は畑、面積は1,863㎡です。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定です。

転用目的につきましては、太陽光発電施設です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は当該土地が段差のある傾斜地であり、本格的な耕作がしにくい場所であること、及び自身の高齢化に伴い、15年程前から耕作できない状況となっております。さらに、将来耕作する後継者もいないことから、今後の耕作再開を断念せざるを得ないと判断し、今後の農業収入の減少を補てんするために太陽光発電施設を設置する案件であり、事業実施は確実です。

番号5番、申請地、江畑町、地目は畑、面積は496.46㎡です。

権利の移動事由につきましては、所有権の移転であります。

転用目的につきましては、太陽光発電施設であります。

事業実施の確実性につきましては、当該土地は、従来から農機が入れない場所であること、土地形状が不整形であること、及び土地が傾斜していることから、本格的な耕作がしにくい場所であります。

さらに譲渡人は東日本大震災後の原発事故による風評被害がいまだに蔓延していること、及び自身が高齢であり、当該土地を耕作する後継者がいないことから、耕作再開を断念しております。

今後は農業収入の減少を補てんするため、太陽光発電施設設置に同意することとした案件であることから、事業実施は確実です。

番号6番、申請地、田人町、地目は畑、面積は942㎡です。

権利の移動事由につきましては、所有権の移転です。

転用目的につきましては、店舗・駐車場敷地であります。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は平成15年より田人町南大平において雑貨店を営んでおり、同年に店舗を増築して喫茶店も営業するようになってから、来客駐車場が従来スペースでは狭くなりました。併せて比較的観光資源の多い当該地区において、観光客等に地域の新鮮な野菜・山菜等を直売所を設けて販売することにより地域活性化に寄与したい希望があることから、事業実施は確実です。

番号7番、申請地、田人町、地目は畑、面積は86㎡であります。

権利の移動事由につきましては、所有権の移転です。

転用目的につきましては、家庭菜園です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は現在、当該地を借りて耕作しておりますが、自宅宅地にある家庭菜園の規模を拡大したく、当該地を所有したい希望があることから事業実施は確実です。

番号8番につきましては資材置き場兼駐車場を目的とする一時転用、番号9番につきましては現場事務所敷地を目的とする一時転用、番号10番につきましては現場事務所、休憩所及び駐車場を目的とする一時転用の案件ですので、説明は省略させていただきます。

以上、10件、転用面積の合計は田3,993㎡、畑4,012.48㎡、合計8,005.48㎡となります。

説明は以上です。

議長 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。  
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。  
まず、平1区、お願いいたします。

2番木村委員 番号1、2、3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特  
段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。

14番佐川委員 番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特  
段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、勿来地区、お願いいたします。

11番小野委員 番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。

6番荒川委員 番号6、7番の事案につきまして、現地を調査した結果、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、事務局よりお願いいたします。

石島主任 番号8、9、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)  
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書の12ページをお開き願います。  
農地法第4条届出について、説明いたします。

番号1番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は953㎡、転用目的は駐車場、都市計画法上の区分は準工業地域、工事着工年月日は平成29年10月15日、受理年月日は平成29年10月5日でございます。

外4件ございました。

転用面積は、田2,566.9㎡、畑225㎡、合計2,791.9㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書の15ページをお開き願います。

農地法第5条届出について、説明いたします。

番号1番、土地の所在地は中岡町、登記地目は田、面積は175㎡、転用目的は駐車場及び物置小屋、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は平成29年10月15日、受理年月日は平成29年10月5日でございます。

外29件ございました。

転用面積は、田17,786㎡、畑12,534㎡、合計30,320㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任 議案書の23ページをお開き願います。

まず、一件訂正がございます。

番号1番の賃貸人の住所ですが、「大高北郷」と記載しておりますが、正しくは「大高北郡」ですので修正をお願いします。

それでは、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

1番、所在地は勿来、現況地目は田、面積は1,902㎡でございます。土地の引渡し時期は平成29年9月24日でございます。

外4件、田が18,593㎡、畑が572㎡合計面積は19,165㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

林係長 その他としまして、農地転用許可・届出等申請手続きにおける事務処理の日程及び期間の変更につきまして、事務局より提案がございます。

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査 農地転用許可・届出等申請手続きにおける事務処理の日程及び期間の変更（案）について、説明させていただきます。

【資料をもとに説明】

議長 以上、事務局説明のとおり提案がありました。承認される場合は、拍手をお願いします。

(拍手にて承認)

それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第29回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。